

令和6年度 江別市

市民参加実施状況

江 別 市

(令和7年9月)

はじめに

江別市では、市民が主役のまちづくりを実現するため、市政への「市民参加」を推進しています。

本書では、江別市市民参加条例第12条に基づき、市民参加の手続が適正に運用されているかどうかについて、令和6年度の市民参加の実施状況を公表します。

市民参加の対象について

【江別市市民参加条例】

第4条 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行うときは、市民参加を求めるものとする。

- （1）市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （2）市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- （3）広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
- （4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- （1）条例の改正又は計画の変更で、その内容が軽易なもの
- （2）緊急に行わなければならないもの
- （3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- （4）市長等の内部の事務処理に関するもの
- （5）市長等の裁量の余地がないと認められるもの

【表 1】
市民参加条例第 4 条（１）～（４）に該当する案件

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	13
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	6
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	3
D	その他（A～C以外）	0
合計		22

【表 1】市民参加条例第 4 条（１）～（４）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
1	江別市地域防災計画の修正	附属機関等	江別市防災会議	1	34	2	0				
2	江別市生涯活躍のまち整備 事業地域再生協議会	附属機関等		2	14	1	2				
3	江別市行政改革大綱及び江 別市行政改革推進計画の策 定	附属機関等	江別市行政改革推進委員会	2	10	4	0				
		意見公募（パブリッ クコメント）	江別市行政改革大綱（案）及 び江別市行政改革推進計画 （案）に対する意見公募	1				2	3		
4	第3期江別市総合戦略の策 定	附属機関等	江別市総合戦略推進委員会	4	12	2	1				
		意見公募（パブリッ クコメント）	第3期 江別市総合戦略（素 案）に係る意見公募（パブリッ クコメント）	1				8	24		
		ワークショップ	第3期江別市総合戦略の策 定に向けたワークショップ	3							
5	江別市一般廃棄物処理基本 計画の中間見直し	アンケート調査	ごみと資源物に関する市民 アンケート調査	1							
6	江別市かわまちづくり事業	市民説明会	千歳川堤防工事及びかわま ちづくり事業に係る市民説明 会	1						24	
		ワークショップ	江別かわまちづくりワーキン ググループ	1							
7	江別市鳥獣被害防止計画の 策定	意見公募（パブリッ クコメント）	江別市鳥獣被害防止計画 （案）について	1				1	1		
8	第5期江別市地域福祉計画の策定	附属機関等	江別市地域福祉計画策定部 会	4	12	3	0				
		意見公募（ブリッ クコメント）	第5期江別市地域福祉計画 （案）に対する意見公募	1				4	8		
		アンケート調査	第5期江別市地域福祉計画 策定に係る市民アンケート調 査	1							
9	江別市国民健康保険税条例 の改正	附属機関等	江別市国民健康保険運営協 議会	3	11	3	7				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					A	江別市地域防災計画の原案について審議し、修正等を行った。		総務部危機対策・防災担当
					A	生涯活躍のまち形成事業計画及び地域交流事業の進捗状況を報告し、意見等を踏まえ事業の見直しを行った。		企画政策部政策推進課 (政策推進担当)
					A	行政改革の推進及び行政評価制度に関する助言等を受け、関係各課と共有した。		企画政策部政策推進課 (政策推進担当)
					B	計画(案)に対する意見等を踏まえ検討した。		
					A	戦略(計画)(案)に対する意見を伺い、計画を策定した。	実施した4回のうち1回は書面開催	企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)
					A	意見結果を受け、最終案へ反映した。		
14	0				A	戦略(計画)の策定に向けた基礎資料とした。		
		3000	1259	42.0	C	令和7年度に予定する一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに活用予定		生活環境部廃棄物対策課
					B	周辺住民等に対し説明を行い、いただいた質問や意見を踏まえて、検討を行った。		経済部商工労働課
5					C	千歳川右岸高水敷や左岸堤防の整備に関する内容が主となっており、事務局として同席した江別市河川事務所の職員と市民でのやりとりが多かったが、かわまちづくり事業と関連する意見については、今後の参考として活用予定である。		経済部商工労働課
					C	江別市鳥獣被害防止計画策定時に、意見が1件あったが、計画の内容と関連しないため、「その他の意見」として受理し、今後の施策の参考とした。		経済部農業振興課
					A	江別市地域福祉計画の原案について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った。		健康福祉部管理課
					B	意見公募8件について審議会内にて検討し、5件を「案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの」、3件を「その他の意見」として扱った。		
		3,000	1,254	41.8	B	江別市地域福祉計画策定時に、アンケート結果から得られた課題を踏まえて内容の検討を行った。		
					A	市から協議会へ国民健康保険税改定の諮問を行い、協議会からの答申を受け、条例改正を行った。		健康福祉部国保年金課

【表 1】市民参加条例第 4 条（１）～（４）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
10	第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定	附属機関等	江別市成年後見制度利用促進協議会	3	7	0	0				
11	江別市健康危機管理（感染症）に係る手引書の策定	附属機関等	江別市民健康づくり推進協議会	2	17	1	0				
12	第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定	附属機関等	江別市子ども・子育て会議	8	14	3	0				
		意見公募（パブリックコメント）	第3期江別市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見公募（パブリックコメント）	1				18	51		
13	江別市営住宅条例の一部改正	附属機関等	江別市営住宅運営委員会	2	7	2	1				
		意見公募（パブリックコメント）	江別市営住宅条例の一部改正（案）に対する意見募集（パブリックコメント）	1				2	3		
14	江別市学校給食の在り方検討	附属機関等	江別市学校給食の在り方検討委員会	7	8	2	83				
		アンケート調査	学校給食の在り方に関する実態調査								

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由、未実施の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査						
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)	反映の程度	詳細		
							【公募委員を含めていない理由】 法律や関係法令に精通し、高度な専門的知識を有することが求められるため。	健康福祉部介護保険課
					A	協議会で委員から出された様々なご意見を踏まえ、事務局案を修正または追加するなど、計画に反映した	うち1回は書面開催	健康福祉部健康推進室 保健センター
					A	第3期子ども・子育て支援事業計画等について、検討を行い、計画を策定した。		子ども家庭部子育て支援課
					A	51件の意見のうち、2件を計画に反映した。		
					A	江別市営住宅条例の一部改正について審議し、意見等を踏まえて策定した。		建設部建築住宅課
					B	一部改正(案)に対する意見等を踏まえ検討した。		
					A	江別市学校給食の在り方に関する提言を受け、今後市において検討する。		教育部給食センター
		8,752	1,531	17.5	B	江別市学校給食の在り方検討委員会において、アンケート結果を踏まえ、今後の方向性を検討した。	児童生徒(人)	
		6,020	1,805	30.0			保護者(世帯)	
		648	365	56.3			教職員(人)	

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部危機対策・防災担当

案件の名称

No.1 江別市地域防災計画の修正

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募 ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の 記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(政策推進担当)

案件の名称

No.2 江別市生涯活躍のまち整備事業地域再生協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(政策推進担当)

案件の名称

No.3 江別市行政改革大綱及び江別市行政改革推進計画の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課
(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.4 第3期江別市総合戦略の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室廃棄物対策課

案件の名称

No.5 江別市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

経済部商工労働課

案件の名称

No.6 江別市かわまちづくり事業

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☒	今後の説明会における市民からの自由な発言に支障が生じるおそれがあると判断したため。
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☒	かわまちづくり協議会委員等によるワーキンググループとしたため、公表していない。
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☒	かわまちづくり協議会委員等によるワーキンググループとしたため、関係者への公開のみ行った。
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名 経済部農業振興課

案件の名称 No.7 江別市鳥獣被害防止計画の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部管理課
-----	----------

案件の名称	No.8 第5期江別市地域福祉計画の策定
-------	----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部国保年金課

案件の名称

No.9 江別市国民健康保険税条例の改正

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の自由記載方法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部介護保険課

案件の名称

No.10 第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法律や関係法令に精通し、高度な専門的知識を有することが求められるため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱第3条第2項より委員の職名が指定されているため。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の自由記手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部健康推進室保健センター
-----	------------------

案件の名称	No.11 江別市健康危機管理(感染症)に係る手引書の策定
-------	-------------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	■	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	■	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	■	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	■	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	■	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	■	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	■	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	■	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	子ども家庭部子育て支援課
-----	--------------

案件の名称	No.12 第3期江別市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る取組
-------	-----------------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	建設部建築住宅課
-----	----------

案件の名称	No.13 江別市市営住宅条例の一部改正
-------	----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部給食センター
-----	-----------

案件の名称	No.14 江別市学校給食の在り方検討
-------	---------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	■	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	■	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	■	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	■	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	■	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	■	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	■	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	■	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	■	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	■	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

【表 2】
市民参加条例第 4 条 2（1）～（5）に該当する案件

【表 2】市民参加条例第 4 条 2（1）～（5）に該当する案件

No.	事業・施策等の案件の名称	第4条第2項の該当理由	特記事項 (左記該当理由の詳細など)	担当課
1	江別市水防計画の変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの	関係法令の改定や毎年変更となる気象データ等の軽微な変更による。	建設部土木事務所治水課

【表 3】
その他実施状況（表 1、表 2 以外の案件）

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	11
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	13
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	6
D	その他（A～C以外）	0
合計		30

【表3】その他実施状況（表1、表2 記載分を除く）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
1	江別市旧野幌屯田兵村財産審議会	附属機関等		1	12	0	0				
2	江別市情報公開審査会	附属機関等		5	5	0	1				
3	江別市個人情報保護審査会	附属機関等		2	5	0	1				
4	江別市指定管理者選定委員会	附属機関等		1	5	0	1				
5	江別市指定管理者外部評価委員会	附属機関等		1	5	0	非公開				
6	第2期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理	附属機関等	江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議	1	12	0	0				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程 度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収率 (%)				
							【公募委員を含めていない理由】 屯田兵子孫により構成されるため 【審議内容】 財産の維持管理状況の報告を行 い、管理体制を確認した。	総務部総務課
							【公募委員を含めていない理由】 法令規定により委員の構成が定め られているため 【非公開理由】第1回審査会の令和 5年度情報公開制度の実施状況に ついて及び第5回審査会の会長及 び副会長の互選についてを除く情 報公開に対する審査請求について は、個人に関する情報に該当する 事項を審議するため及び会議を公 開することにより、当該会議の公正 かつ円滑な運営に支障が生ずるお それがあるため 【審議内容】 令和5年度の情報公開制度の実施 状況の報告及び令和6年度の情報 公開に対する審査請求の協議を 行った。	
							【公募委員を含めていない理由】 法令規定により委員の構成が定め られているため 【審議内容】 令和5年度の個人情報保護制度の 実施状況の報告を行った。	
							【公募委員を含めていない理由】 公募団体との利害関係の判別が難 しいため 【非公開理由】 公開することにより、指定管理者選 定委員が自由で率直な意見の交換 ができなくなるおそれがあると判断 されるため ※公募団体のプレゼンは公開(人 数は傍聴者数のとおり)	総務部契約管財課
							【公募委員を含めていない理由】 指定管理団体との利害関係の判別 が難しいため 【非公開理由】 公開することにより、指定管理者外 部評価委員が自由で率直な意見の 交換ができなくなるおそれがあると 判断されるため	総務部契約管財課
							【公募委員を含めていない理由】 総合的かつ専門的な見地から意 見を聴取する会議であったため ※令和6年5月に当有識者会議は 解散し、新たに「江別市総合戦略推 進委員会」を設置。公募委員2名が 参画。	企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担 当)

【表3】その他実施状況（表1、表2 記載分を除く）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
7	第6次江別市総合計画の進捗管理	アンケート調査	まちづくり市民アンケート調査	1							
			江別市転入アンケート調査	1							
8	江別市地域公共交通活性化協議会	附属機関等		3	22	2	6				
9	江別市都市計画審議会	附属機関等		1	20	2	0				
10	江別市景観委員会	附属機関等		1	7	2	非公開				
11	江別市未来型政策検討委員会	附属機関等		1	13	2	0				
12	第11次江別市交通安全計画における実施結果報告及び実施予定について	附属機関等	江別市交通安全対策会議	1	8	1	0				
13	江別市男女共同参画審議会	附属機関等		1	11	3	1				
14	江別市自治基本条例の見直しの検討	附属機関等	江別市自治基本条例検討委員会	7	8	2	4				
		市民説明会	自治基本条例フォーラム	1						65	—
		アンケート調査	自治基本条例アンケート	1							
15	江別市環境推進員会議	附属機関等		2	10	10	非公開				
16	江別市環境審議会	附属機関等		2	15	2	0				
17	江別市緑化推進審議会	附属機関等		2	10	2	0				
18	江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会	附属機関等		2	15	2	1				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査						
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収率 (%)	反映の程 度	詳細		
		3,000	1,300	43.3	C	現行の第6次江別市総合計画の進捗を管理する。(令和6年5月実施)		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)
		1,733	415	23.9	C	現行の第6次江別市総合計画における未来戦略の進捗を管理する。 (令和6年5月実施)		
					A	バス路線の計画(案)等について協議を行い、承認を得ている。		企画政策部政策推進課 (公共交通担当)
					B	市有地等の土地利用に関する取組を報告するとともに、江別市の都市計画に関する事項について審議した。		企画政策部都市計画課
					A	第3回えべつ都市景観フォトコンの賞の選考を行った。	【非公開理由】 第3回えべつ都市景観フォトコンに係る賞の選考を主たる議事内容としており、資料において“応募者個人に関する情報”が多く含まれることから、江別市情報公開条例第7条第1項第1号及び第3号の規定に基づき非公開で実施	企画政策部都市計画課
					A	報告事項について委員会の承認を得られた。		企画政策部デジタル政策室 デジタル政策担当
					B	道路交通環境整備や交通安全思想の普及啓発の方法等今後の交通事故防止対策について意見をいただき、検討した。	書面開催	生活環境部市民生活課 (市民活動係)
					A	江別市男女共同参画基本計画【中間見直し版】の推進状況及び若年層向けの周知啓発について審議し、意見を踏まえて内容を一部修正した。		生活環境部市民生活課 (市民協働担当)
					A	江別市自治基本条例第29条の規定に基づき、条例の規定や取組について検証し、その結果を提言書にまとめて市長に提出した。		生活環境部市民生活課 (市民協働担当)
					C	基調講演、条例PR動画、パネルディスカッション、質疑応答を通じて自治基本条例について市民への理解を深めた。		
		1500	553	36.9	B	江別市自治基本条例の規定や市の取組について、アンケートからわかる市民の認識やニーズなどを確認し、検討した。		
					B	市の環境施策に対する提言をいただき、その内容について会議内で検討した。	【非公開理由】 公開することにより、市の環境施策に関連する意見をいただく際に、環境推進員が自由で率直な意見の交換ができなくなる恐れがあると判断されたので、非公開で実施。	生活環境部環境室環境課
					A	公害防止協定の再締結等の報告事項について、審議会の承認を得られた。		生活環境部環境室環境課
					A	保存樹木の指定について、実際の樹木を見学した上で審議し、決定した。		生活環境部環境室環境課
					B	地球温暖化対策実行計画に掲げる目標を実現するための取組や、地域の実情に応じた温室効果ガス削減のための取組について、ご意見をいただき、協議会で検討した。		生活環境部環境室環境課

【表3】その他実施状況（表1、表2 記載分を除く）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
19	江別市廃棄物減量等推進審議会	附属機関等		2	13	4	4				
20	江別市経済審議会	附属機関等		1	17	2	0				
21	スマート農業に関するワークショップ	ワークショップ	スマート農業に関するワークショップ	3							
22	江別市社会福祉審議会	附属機関等		3	24	3	1				
23	江別市民生委員推薦会	附属機関等		6	10	0	非公開				
24	江別市福祉有償運送運営協議会	附属機関等		1	10	0	非公開				
25	江別障害者総合支援認定審査会	附属機関等		23	24	0	非公開				
26	江別市高齢者総合計画の策定・評価	附属機関等	江別市介護保険事業等運営委員会	1	14	2	1				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程 度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収率 (%)				
					B	リサイクルやごみの減量、ごみ処理費用に関する市民への周知方法について意見があり、審議会内で検討をした。	【審議内容】 環境クリーンセンター延命化工事の進捗やごみ処理手数料改定・収集日等見直しに係る市民周知の状況、ペットボトルの水平リサイクル等について報告を行った。	生活環境部廃棄物対策課
					B	経済部内各課の主要政策について、委員からの意見等を踏まえて、内容の検討を行った。		経済部商工労働課
81	0				C	令和8年度以降の取組の方向性を定める際の参考として活用予定	令和6～7年度の2年間で継続して実施し、とりまとめ結果を公表する予定	経済部農業振興課
					B	江別市における社会福祉に関する事項を審議した。		健康福祉部管理課
							【公募委員を含めていない理由】 法令により委員の構成が定められているほか、個人に関する情報を多く取り扱うため。 【非公開理由】 個人に関する情報を取り扱い、公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため。	健康福祉部管理課
							【公募委員を含めていない理由】 要綱により委員の構成が定められているほか、個人に関する情報を多く取り扱うため 【非公開理由】 個人情報を取り扱うため、非公開で実施。 【審議内容】 江別市における自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適性な運営の確保について協議を行った。	健康福祉部障がい福祉課
							【公募委員を含めていない理由】 法令により委員の構成が定められているため 【非公開理由】 特定の個人を識別できる情報があり、審査判定に関する意志決定の中立性を害する恐れがあるため。 【審議内容】 障害福祉サービスを受けようとする障がい者に対し、障害支援区分を認定するため、審査判定を行った。	健康福祉部障がい福祉課
					A	報告事項について委員会の承認を得られた。		健康福祉部介護保険課

【表 3】 その他実施状況（表 1、表 2 記載分を除く）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
27	江別市介護認定審査会	附属機関等		178	24	0	非公開				
28	江別市予防接種健康被害調査委員会	附属機関等		2	4	0	非公開				
29	江別市子どもが主役のまち宣言の実施	意見公募（パブリックコメント）	江別市子どもが主役のまち宣言に関する意見公募（パブリックコメント）	1				10	10		
		アンケート調査	きかせて！「しあわせだ」と、思うときってどんなとき	1							
30	江別市空家等対策協議会	附属機関等		2	11	2	0				
31	江別市建築審査会	附属機関等		1	5	0	0				
32	江別市学校運営委員会 江別第一小学校	附属機関等		3	10	0	0				
33	江別市学校運営委員会 豊幌小学校	附属機関等		3	10	0	1				
34	江別市学校運営委員会 江別太小学校	附属機関等		3	10	0	1				
35	江別市学校運営委員会 大麻小学校	附属機関等		3	10	0	0				
36	江別市学校運営委員会 対雁小学校	附属機関等		3	10	0	0				
37	江別市学校運営委員会 野幌小学校	附属機関等		3	9	0	0				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程 度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収率 (%)				
							【公募委員を含めていない理由】 要綱により委員の構成が定められているため。 【非公開理由】 特定の個人を識別できる情報であり、審査判定に関する意思決定の中立性を害するおそれがあるため。 【審議内容】 予防給付及び介護給付を受けようとする被保険者に対し、給付の範囲を決定するため、法に基づき要支援認定及び要介護認定基準に照らし、審査判定を行う。	健康福祉部介護保険課
							【公募委員を含めていない理由】 予防接種による健康被害の個人状況を医師が医学的な見地等に基づき調査するもので、高い専門性を要するため 【非公開理由】 江別市市民参加条例第8条に基づき非公開で実施(審議等の内容に江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条各号に掲げる情報が含まれているため)	健康福祉部健康推進室保健センター
					C	いただいた意見は、今後の施策運営の参考として活用予定。		子ども家庭部子育て支援課
		13,245	4,304	32.5	C	いただいた意見は、今後の施策運営の参考として活用予定。		
					B	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき設置された協議会において、空家等対策計画の実施に関する事項について協議を行った。		建設部建築指導課建築政策担当
							【公募委員を含めていない理由】 専門的な知識を要する者である必要があり、江別市市民参加条例第4条第2項第3号に該当するものとしているから。	建設部建築指導課
							【公募委員を含めていない理由】 規則により委員の構成が定められているため 【審議内容】 学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持たせたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた。	教育部総務課

【表3】その他実施状況（表1、表2 記載分を除く）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
38	江別市学校運営委員会 東野幌小学校	附属機関等		3	9	0	0				
39	江別市学校運営委員会 大麻東小学校	附属機関等		3	10	0	1				
40	江別市学校運営委員会 大麻西小学校	附属機関等		3	10	0	0				
41	江別市学校運営委員会 中央小学校	附属機関等		3	10	0	0				
42	江別市学校運営委員会 大麻泉小学校	附属機関等		3	10	0	0				
43	江別市学校運営委員会 野幌若葉小学校	附属機関等		4	9	0	0				
44	江別市学校運営委員会 北光小学校	附属機関等		3	9	0	0				
45	江別市学校運営委員会 文京台小学校	附属機関等		3	10	0	3				
46	江別市学校運営委員会 いずみ野小学校	附属機関等		4	10	0	0				
47	江別市学校運営委員会 上江別小学校	附属機関等		3	10	0	0				
48	江別市学校運営委員会 江別第一中学校	附属機関等		3	9	0	0				
49	江別市学校運営委員会 江別第三中学校	附属機関等		3	10	0	0				
50	江別市学校運営委員会 野幌中学校	附属機関等		4	9	0	0				
51	江別市学校運営委員会 大麻中学校	附属機関等		3	10	0	0				
52	江別市学校運営委員会 大麻東中学校	附属機関等		3	8	0	1				
53	江別市学校運営委員会 江陽中学校	附属機関等		3	8	0	0				
54	江別市学校運営委員会 中央中学校	附属機関等		3	9	0	0				
55	江別市学校運営委員会 江別第二中学校区	附属機関等		3	14	0	0				

[illegible]

【表 3】 その他実施状況（表 1、表 2 記載分を除く）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
56	江別市社会教育委員の会議	附属機関等		2	10	2	1				
57	江別市スポーツ推進審議会	附属機関等		2	11	1	0				
58	江別市文化財保護委員会	附属機関等		2	10	0	2				
59	江別市立小学校及び中学校通学 区域審議会	附属機関等		1	11	2	0				
60	江別市奨学審議委員会	附属機関等		1	8	0	非公開				
61	江別市部活動の在り方検討委員 会	附属機関等		3	9	0	0				
62	江別市教育支援委員会	附属機関等		5	18	0	非公開				
63	江別市青少年健全育成協議会	附属機関等		1	14	2	0				
64	江別市いじめ防止対策審議会	附属機関等		6	5	0	非公開				
65	スマホ等の使用に関する保護者 アンケート調査	アンケート調査		1							
66	江別市消防委員会	附属機関等		2	7	0	1				
67	江別市立病院経営評価委員会	附属機関等		5	9	1	32				
68	江別市上下水道事業運営検討委 員会	附属機関等		2	10	2	5				

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程 度	詳細		
参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)	対象 者数 (人)	回答 者数 (人)	回収率 (%)				
					A	報告事項や確認事項について確認し、承認を得られた。		教育部生涯学習課
					B	部活動地域展開における、指導員の資格や資質について意見があり、検討を行った。		教育部スポーツ課
							【公募委員を含めていない理由】 条例により委員の構成が定められているため	教育部郷土資料館
					B	令和6年度以降の審議会の方向性について検討を行った。		教育部学校教育支援室 学校教育課
							【公募委員を含めていない理由】 非公開理由に同じ 【非公開理由】 奨学生世帯の所得状況などについて審議することから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	教育部学校教育支援室 学校教育課
							【公募委員を含めていない理由】 スポーツ・文化芸術活動に関する専門的な知識を必要とするため	教育部学校教育支援室 学校教育課
							【公募委員を含めていない理由】 条例により委員の構成が定められているため 【非公開理由】 個人情報を取り扱うため	教育部学校教育支援室 教育支援課
					B	各団体に所属する委員からのネットトラブルに関する対策や取組についての報告を踏まえ、小中学生のネットトラブル回避について情報交換及び検討を行った。		教育部学校教育支援室 教育支援課
							【公募委員を含めていない理由】 条例により委員の構成が定められているため 【非公開理由】 個人情報を取り扱うため	教育部学校教育支援室 教育支援課
		7,135	2,129	29.8	B	現代におけるインターネット・SNSに関する実態の把握と、危険性の認識などにに基づき、どのような対策が必要かを議論するための検討材料とした。		教育部学校教育支援室 教育支援課
							【公募委員を含めていない理由】 消防行政に関する専門的知識を必要とするため市民公募委員はなし	消防本部総務課
					A	令和5年度決算に対する点検・評価意見書が提出され、これに基づき取組に反映した。	【非公開理由】 年度内5回開催のうち1回は非公開(点検・評価意見書作成にあたり委員から非公開の意見交換会開催希望があったため)	市立病院事務局経営企画 室経営企画課
					A	決算概要、予算案概要の確認し、承認を得られた。		水道部総務課

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.1 江別市旧野幌屯田兵村財産審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	屯田兵子孫により構成されるため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	屯田兵子孫により構成されるため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.2 江別市情報公開審査会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令規定により委員の構成が定められているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	第1回審査会の令和5年度情報公開制度の実施状況についてを除く情報公開に対する審査請求については、個人に関する情報に該当する事項を審議するため及び会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがあるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	第1回審査会の令和5年度情報公開制度の実施状況についてを除く情報公開に対する審査請求については、個人に関する情報に該当する事項を審議するため及び会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがあるため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.3 江別市個人情報保護審査会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令規定により委員の構成が定められているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	総務部財務室契約管財課
-----	-------------

案件の名称	No.4 江別市指定管理者選定委員会
-------	--------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	公募団体との利害関係の判別が難しいため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	団体への依頼によるため、個人の属性による選出不可
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	公募していないため該当無し
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	公募していないため該当無し
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☒	公募団体のプレゼンは公開 選定にかかる委員間協議は非公開。協議を公開することにより、自由で率直な意見交換を阻害するおそれがあると判断されるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	議事録は公開していないが、指定の議決後、選定結果をHPにて公表している
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	総務部財務室契約管財課
-----	-------------

案件の名称	No.5 江別市指定管理者外部評価委員会
-------	----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	指定管理団体との利害関係の判別が難しいため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	団体への依頼によるため、個人の属性による選出不可
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	公募していないため該当無し
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	公募していないため該当無し
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	公開することにより、指定管理者外部評価委員が自由に率直な意見交換を阻害するおそれがあると判断されるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	議事録は公開していないが、評価結果をHPにて公表している
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課
(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.6 第2期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略
の進捗管理

市民参加 の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施して いない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属 機関 等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	『江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議 設置要綱』第3条第2項により、「委員は、 学識経験を有する者その他市長が適当と 認める者のうちから、市長が委嘱する。」 と定めているため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリック コメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の 記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

令和6年5月に当有識者会議は解散し、新たに「江別市総合戦略推進委員会」を設置。公募委員2名が参画。

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課
(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.7 第6次江別市総合計画の進捗管理

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課
(公共交通担当)

案件の名称

No.8 江別市地域公共交通活性化協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名 企画政策部都市計画課

案件の名称 No.9 江別市都市計画審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 企画政策部都市計画課

案件の名称 No.10 江別市景観委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	改選していないため、該当しない。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	改選していないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	改選していないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	令和6年度は、賞の選考のため、応募者個人に関する情報を多く含むことなどから非公開で実施
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	同上
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	同上
(意見公募ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部デジタル政策担当

案件の名称

No.11 江別市未来型政策検討委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	生活環境部市民生活課(市民活動係)
-----	-------------------

案件の名称	No.12 第11次江別市交通安全計画における実施結果及び実施予定について
-------	---------------------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	令和6年度中に改選はなし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	令和6年度中に改選はなし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	令和6年度中に改選はなし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	書面開催のため、公開不可
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	書面開催のため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	生活環境部市民生活課(市民協働担当)
-----	--------------------

案件の名称	No.13 江別市男女共同参画審議会
-------	--------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	令和6年度に改選はなし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	令和6年度に改選はなし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	令和6年度に改選はなし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	生活環境部市民生活課(市民協働担当)
-----	--------------------

案件の名称	No.14 江別市自治基本条例の見直しの検討
-------	------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 生活環境部環境室環境課

案件の名称 No.15 江別市環境推進員会議

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	公開することにより、市の環境施策に関連する意見をいただく際に、環境推進員が自由に率直な意見の交換ができなくなる恐れがあると判断されたので、非公開で実施。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	〃
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	〃
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名 生活環境部環境室環境課

案件の名称 No.16 江別市環境審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室環境課

案件の名称

No.17 江別市緑化推進審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室環境課

案件の名称

No.18 江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室廃棄物対策課

案件の名称

No.19 江別市廃棄物減量等推進審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

経済部商工労働課

案件の名称

No.20 江別市経済審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名 経済部農業振興課

案件の名称 No.21 スマート農業に関するワークショップ

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☒	令和6～7年度の2年間で継続して実施し、とりまとめ結果を公表する予定
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部管理課
-----	----------

案件の名称	No.22 江別市社会福祉審議会
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部管理課
-----	----------

案件の名称	No.23 江別市民生委員推薦会
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令で、委員は「当該市町村の区域の実情に通ずる者」のうちから委嘱することとされており、また、個人に関する情報を多く取り扱うことから市民委員を含めていない。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他(自由記手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部障がい福祉課
-----	-------------

案件の名称	No.24 江別市福祉有償運送運営協議会
-------	----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	要綱により委員の構成が定められているほか、個人に関する情報を多く取り扱うため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	個人情報を取り扱うため、非公開で実施。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため、非公開で実施。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部障がい福祉課
-----	-------------

案件の名称	No.25 江別市障害者総合支援認定審査会
-------	-----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第16条の規定により、障害者等の保健福祉に関する学識経験を有する者から選任するため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	審査判定に関する意思決定の中立性を害する恐れがあり、参加した委員が特定できないように配慮している。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	審査判定に関する意思決定の中立性を害する恐れがあり、参加した委員が特定できないように配慮している。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	審査判定に関する意思決定の中立性を害する恐れがあり、参加した委員が特定できないように配慮している。
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部介護保険課
-----	------------

案件の名称	No.26 江別市高齢者総合計画の策定・評価
-------	------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	改選していないため、該当しない。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	改選していないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	改選していないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(自由記手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部介護保険課
-----	------------

案件の名称	No.27 江別市介護認定審査会
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市介護認定審査会運営要綱第2条により委員の構成が定められているため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	江別市介護認定審査会運営要綱第4条により非公開のため。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	江別市介護認定審査会運営要綱第4条により非公開のため。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	江別市介護認定審査会運営要綱第4条により非公開のため。
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部健康推進室保健センター
-----	------------------

案件の名称	No.28 江別市予防接種健康被害調査委員会
-------	------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市予防接種健康被害調査委員会運営要綱において、委嘱する委員を以下のとおり定めているため (1)江別医師会の推薦する医師 (2)北海道知事が推薦する専門医師 (3)江別保健所長
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	江別市市民参加条例第8条に基づき非公開で実施(審議等の内容に江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条各号に掲げる情報が含まれているため)
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	上記理由により非公開で開催
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	会議の内容に氏名・生年月日等の個人情報が含まれるため。
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	子ども家庭部子育て支援課
-----	--------------

案件の名称	No.29 江別市子どもが主役のまち宣言の実施
-------	-------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	建設部建築指導課建築政策担当
-----	----------------

案件の名称	No.30 江別市空家等対策協議会
-------	-------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	改選年度ではない。令和5年度改選期は「実施した」
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	改選年度ではない。令和5年度改選期は「実施した」
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	改選年度ではない。令和5年度改選期は「実施した」
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載方法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	建設部建築指導課
-----	----------

案件の名称	No.31 江別市建築審査会
-------	----------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	専門的な知識を要する者である必要があり、江別市市民参加条例第4条第2項第3号に該当するものとしているから。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	当該委員会委員に市民委員を含めていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	当該委員会委員に市民委員を含めていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部総務課
-----	--------

案件の名称	No.32～55 江別市学校運営委員会
-------	---------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	委員は、江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則第9条に基づき、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命するため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	公募委員を含めていないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	公募委員を含めていないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

附属機関等の8の公表については、各学校ごとに方法や時期の差異がある。

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部生涯学習課
-----	----------

案件の名称	No.56 江別市社会教育委員の会議
-------	--------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部スポーツ課
-----	----------

案件の名称	No.57 江別市スポーツ推進審議会
-------	--------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部郷土資料館
-----	----------

案件の名称	No.58 江別市文化財保護委員会
-------	-------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	文化財の指定及び保護に関する専門的知識を要するため、学識経験者等を選任する必要がある。(江別市文化財保護条例第5条第2項)
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	上記1の事由により、非公募のため
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	上記1の事由により、非公募のため
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	HPに左記の項目を記した名簿を掲載している。
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	HPで公表した。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	左記の要件を記録した会議録をHPに掲載したが、会議録の調整に時間を要し、会議終了後30日以内に公表はできなかった。
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部学校教育支援室学校教育課
-----	-----------------

案件の名称	No.59 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会
-------	---------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部学校教育支援室学校教育課
-----	-----------------

案件の名称	No.60 江別市奨学審議委員会
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	公募していないため
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	公募していないため
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況について審議するなど、個人の権利利益を害するため
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部学校教育支援室学校教育課
-----	-----------------

案件の名称	No.61 江別市部活動の在り方検討委員会
-------	-----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	スポーツ・文化芸術活動に関する専門的な知識が必要となるため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	公募していないため
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	公募していないため
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募プラットフォームコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室教育支援課

案件の名称

No.62 江別市教育支援委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市教育支援委員会条例第3条の規定により、委員の職名が指定されているため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室教育支援課

案件の名称

No.63 江別市青少年健全育成協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室教育支援課

案件の名称

No.64 江別市いじめ防止対策審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市いじめ防止対策審議会条例第3条の規定により、委員の職名が指定されているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	個人情報を取り扱うため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室教育支援課

案件の名称

No.65 スマホ等の使用に関する保護者アンケート調査

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	消防本部総務課
-----	---------

案件の名称	No.66 江別市消防委員会
-------	----------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	消防行政に関する専門的知識を必要とするため市民公募委員はなし
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選期でないため、該当しない。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選期でないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選期でないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	市ホームページにより公開
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	市ホームページにより公開
(意見公募プラットフォームコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	市立病院事務局経営企画室経営企画課
-----	-------------------

案件の名称	No.67 江別市立病院経営評価委員会
-------	---------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	■	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	任期:令和5年8月1日～令和8年7月31日
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	■	※市民委員(1名)は「江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会」から引き続き委嘱のため公募なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	■	※市民委員(1名)は「江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会」から引き続き委嘱のため公募なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	■	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	■	☐	年度内5回開催のうち1回は非公開 (点検・評価意見書作成にあたり委員から非公開の意見交換会開催希望があったため)
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	■	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	■	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	水道部総務課
-----	--------

案件の名称	No.68 江別市上下水道事業運営検討委員会
-------	------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

令和6年度 江別市市民参加実施状況

令和7年9月

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当

江別市の市民参加についての詳しい内容はこちらをご覧ください。
<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/4/30/>

